別表第二十七を次のように改める。

別表第二十七　聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	2組
実験実習器具	
確率統計実験用具	3組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
備考　当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。	

別表第二十八を次のように改める。

別表第二十八　知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組
備考　当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成二十四年度分の国庫補助金から適用する。

告示

○外務省告示第百五十六号

平成二十三年十二月十四日、国際連合安全保障理事会において、リベリア情勢に関し、武器禁輸措置等の期限を今後十二か月間延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十四年四月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

二千十一年十二月十四日に国際連合安全保障理事会がその第六千六百八十四回会合において採択した決議第二千二十五号（二千十一年）

安全保障理事会は、

リベリア及び西アフリカにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

二千六年一月以降、リベリア政府が、国際社会の支援を得て、全てのリベリア国民の利益のためにリベリアの再建を持続的に進展させてきたことを歓迎し、

リベリアの木材部門における進展は、二千六年十月五日に署名され法律となった国家森林改革法、並びに歳入の透明性（リベリア採取産業透明性イニシアティブ令）並びに土地及び保有権の解決（森林地に関するコミュニティ権利法及び土地委員会令）に関連するその他の新たな法令の効果的な実施及び執行に関して継続しなければならないことを強調し、

リベリア政府に対し、リベリアにおけるキンバリー・プロセス証明制度の効果的な実施を確保するために、その約束を再確認して一層の努力すること及びダイヤモンド原石の密輸を防止するために可能なすべての措置をとることを奨励し、

リベリア政府に対し、金部門に対する統制を改善し、この関連で必要な立法を採択し、金生産部門で効果的な管理を確立するために努力を傾注することを奨励し、

リベリア全域で治安を改善し、政府が同国全域、特にダイヤモンド、金、木材及びその他の天然資源を生産する地域並びに国境地帯において権限を確立することを支援する上で、国際連合リベリア・ミッション（ＵＮＭＩＬ）が引き続き重要であることを強調し、

国際連合リベリア専門家パネルの報告書（Ｓ／二〇一一／七五七）に留意し、

リベリア政府による決議第千五百二十一号（二千三年）の条件を満たすための努力を支援する決意を強調し、国際連合平和構築委員会の関与を歓迎し、支援国を含む全ての利害関係者に対し、リベリア政府のかかる努力を支援することを奨励し、

国際連合平和維持活動局の指針の実施を確認し、

十一月六日の大統領選挙が自由、公正かつ透明性をもって完了したことについてリベリア国民を称賛し、更に、国家選挙委員会がリベリアの法律に従って選挙を成功裏に運営したことを称賛し、

二千十一年十一月七日の暴力的な出来事について懸念を表明し、リベリア政府が、責任を有する者に責任を負わせるために、国際的基準に合致する独立かつ中立な手続きを通じてこれらの出来事を調査し事実関係と状況を認定するための特別独立調査委員会を設置したことを歓迎し、

リベリアの全ての指導者に対し、平和を定着させリベリアの民主的発展を前進させるために、意味のある和解及び包含的な対話を促進することを要請し、

著しい進展があったにもかかわらず、リベリアにおける情勢がこの地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置が引き続き効力を有することを再確認し、第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される金融上の措置の実施に関する進展の欠如を深刻な懸念をもって留意し、リベリア政府に対し、その義務を果たすために全ての必要な努力を継続することを要求する。

2　この決議の採択の日から十二か月の間、以下の措置をとることを決定する。

(a)　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定により課された渡航上の措置を延長する。

(b)　決議第千五百二十一号（二千三年）2の規定により初めに課され、第千六百八十三号（二千六年）1及び2の規定、第千七百三十一号（二千六年）1(b)の規定、第千九百三号（二千九年）3、4、5及び6の規定、並びに第千九百六十一号（二千十年）3の規定により修正された武器に関する措置を延長する。

(c)　リベリア全土にわたる安定化の進展並びに大統領選挙及び議会選挙の実施に照らして、制裁レジームの全て又は一部の措置を修正又は解除する可能性も視野に入れて、本項及び上記1の規定の措置を見直す。かかる見直しは上述の十二か月の期間の終了時に実施されるものとするほか、二千十二年四月三十日以前に、中間見直しを行う。